

開林傳

乙亥八月十号

函館税関引渡濟ノ義

高使管下函館税関一切ノ事務去月十九日出
張祖税関へ引渡相濟候旨函館支廳より申
越候條此段申届仕候也

明治八年八月十三日 開拓長官里田清隆

太政大臣三條實美殿

大正
五
七
二
号
函館
支
廳
三
十
七
号

月 日 時

開封

乙卯年四月

却雇外國人雇姓滿期解約并

代算雇へし属并上申

為使市雇外國人ルイス、ボーマル、エトウサニ

ドニ、ジヨニ、エフ、スミット三名雇姓へニリー、

エス、モニロ、強勢既満を儀別紙へ通

長条此段を角仕立也

明治二年四月ナナ 副部長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

用石吏